

議員提出第1号議案

ふるさと納税制度に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市議会議員	石	川	いくこ
〃	野	場	華世
〃	竹	内	稜人
〃	田	中	直樹
〃	石	川	健一
〃	す	ば	康貴
〃	横	田	雅史
〃	杳	名	美由起
〃	伊	藤	康伸
〃	大	見	学
〃	宮	崎	千春
〃	神	谷	和明
〃	森	下	祥子
〃	守	口	晶治
〃	宗		文代
〃	法	福	洋子
〃	杳	名	喜代治
〃	松	本	佳栄
〃	石	川	翼
〃	白	山	松美
〃	今	原	康德
〃	杉	山	朗
〃	鈴	木	浩
〃	松	尾	学樹

〃 大 屋 明 仁
〃 神 谷 清 隆

－提案理由－

この案を提出したのは、ふるさと納税制度の見直しについて、特段の措置を講じるよう国に要望するため。

ふるさと納税制度に関する意見書

ふるさと納税制度は、出身地や応援したい自治体に寄附ができる制度であるが、過度な返礼品競争により一部の自治体に寄附が集中する一方で、他の多くの自治体が減収に苦しんでいる状況がある。

本市においても、令和6年度のふるさと納税による減収額は約8億6千万円に達する見込みであり、地方交付税の不交付団体である本市には減収による補填がないため、公共サービスの財源となる貴重な住民税が他自治体に寄附されることで、財政運営に深刻な影響が発生している。

制度創設時の理念に立ち返り、全ての自治体が一定水準以上の行政サービスを提供できるようにするため、本制度の見直しは喫緊の課題である。よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 ふるさと納税制度は、受益と負担という地方税の原則や、寄附本来の趣旨に立ち返り、制度の総合的な見直しを行うこと。
- 2 住民税の減収に対して、不交付団体を含む全ての自治体が公共サービス提供に必要な安定的財源を確保できるよう、国による十分な補填措置をすること。
- 3 住民税の特例控除額の上限設定の引下げや、返礼品割合のさらなる適正化など、利用の動機を本来の寄附精神に近づける具体策を早期に実施すること。
- 4 ふるさと納税ワンストップ特例での所得税控除相当額について、住所地における地方自治体の住民税から控除する仕組みを是正する方向で制度設計を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年2月28日

安 城 市 議 会

議員提出第2号議案

学校給食費の無償化に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市議会議員	大	屋	明	仁
〃	野	場	華	世
〃	竹	内	稜	人
〃	田	中	直	樹
〃	石	川	健	一
〃	す	ば	康	貴
〃	横	田	雅	史
〃	杳	名	美由起	
〃	伊	藤	康	伸
〃	大	見		学
〃	宮	崎	千	春
〃	石	川	いくこ	
〃	神	谷	和	明
〃	森	下	祥	子
〃	守	口	晶	治
〃	宗		文	代
〃	法	福	洋	子
〃	杳	名	喜代治	
〃	松	本	佳	栄
〃	石	川		翼
〃	白	山	松	美
〃	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	鈴	木		浩

〃 松 尾 学 樹
〃 神 谷 清 隆

—提案理由—

この案を提出したのは、全国規模で学校給食費を無償化する環境整備を早期に実現するよう国に要望するため。

学校給食費の無償化に関する意見書

小中学校等で提供されている学校給食は、児童生徒の健康の保持増進に資するとともに、学校における食育の推進や日常生活における食事について正しい理解を深める上で、重要な役割を果たすものである。

学校給食費の取扱いについては、令和5年度に実施された国の調査によれば、全国1,794教育委員会のうち無償化又は一部補助を実施しているのは、722団体である。

児童生徒の健康増進等に学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は、本来、自治体の方針に左右されず無償で実施されるべきものであり、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世帯の負担軽減の観点からも、給食費の無償化を求める声が高まっている。

こうした中、令和5年7月には全国知事会が「学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うこと」を提言し、政府の「こども未来戦略」においても学校給食無償化へ向けた検討がされている。義務教育段階における機会均等や保護者負担の軽減の観点から、国が主導的な役割を果たし、全国一律で学校給食費の無償化を実現することは、子どもたちの将来に対する社会全体の投資として極めて重要である。

よって、国におかれては、恒久的な制度設計と安定的な財源確保を速やかに行い、全国規模で学校給食費を無償化する環境整備を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年2月28日

安 城 市 議 会